

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 次の記述は、海上移動業務の無線局の予備免許等について述べたものである。電波法（第8条及び第9条）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
- (1) □A
- (2) 電波の型式及び周波数
- (3) 識別信号
- (4) 空中線電力
- (5) □B
- ② ①の予備免許を受けた者は、□C を変更しようとするときは、あらかじめ、□D なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

A	B	C	D
1 工事落成の期限	運用義務時間	工事設計、電波の型式、周波数又は空中線電力	総務大臣の許可を受け
2 工事落成の期限	運用許容時間	工事設計	総務大臣の許可を受け
3 工事着手の期限	運用許容時間	工事設計、電波の型式、周波数又は空中線電力	総務大臣に届け出
4 工事着手の期限	運用義務時間	工事設計	総務大臣に届け出

A－2 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条、第42条及び第79条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消さなければならない。
- 3 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。
- 4 総務大臣は、電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号又は第2号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

A－3 次の記述は、補助電源の備付けについて述べたものである。無線設備規則（第38条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

旅客船又は総トン数300トン以上の船舶の義務船舶局等には、次の(1)から(3)までに掲げる設備を同時に A （船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条の規定に基づく命令による非常電源を備えるものについては、1時間以上）連続して動作させるための電力を供給することができる補助電源を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する義務船舶局等については、この限りでない。

(1) F3E電波を使用する B を行う船舶局の無線設備であって、無線通信規則付録第18号の表に掲げる周波数の電波を使用するもの

(2) 次のイ、ロ又はハに掲げる無線設備のいずれかのもの

イ J3E電波を使用する B を行う船舶局の無線設備であって、1,606.5kHzから3,900kHzまでの周波数の電波を使用するもの（電波法施行規則第28条（義務船舶局の無線設備の機器）第1項第2号の義務船舶局又は同項第3号の義務船舶局等のものに限る。）

ロ J3E電波を使用する B を行う船舶局の無線設備であって、1,606.5kHzから26,175kHzまでの周波数の電波を使用するもの（電波法施行規則第28条第1項第3号の義務船舶局等のものに限る。）

ハ 船舶地球局の無線設備（電波法施行規則第28条第1項第3号（4）（七）の船舶地球局のものに限る。）

(3) (1)及び(2)の無線設備の機能が正常に動作するための C その他の情報を継続して入力するための装置

	A	B	C
1	6時間以上	無線電話による通信	標識信号
2	6時間以上	無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信	位置情報
3	3時間以上	無線電話による通信	位置情報
4	3時間以上	無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信	標識信号
5	6時間以上	無線電話による通信	位置情報

A－4 次の記述は、海上移動業務における他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局、船舶地球局、海岸局又は海岸地球局は、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。

(1) 遭難船舶局、遭難している船舶の船舶地球局、遭難している航空機の航空機局又は遭難している航空機の航空機地球局が A 遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。

(2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の B が救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたとき。

② 無線局運用規則第83条第2項から第4項までの規定により C 無線局は、遭難した船舶の救助につき遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたときは、その送信をしなければならない。

③ ①又は②の場合において、無線電話により遭難通報を送信しようとする場合における呼出しは、次の(1)から(4)までの区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、156.8MHzの周波数の電波以外の電波を使用する場合又はその必要がないと認める場合若しくはそのいとまのない場合には、(1)の事項を省略することができる。

- (1) D 1回
(2) E （又は「遭難中継」） 3回
(3) こちらは 1回
(4) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回

	A	B	C	D	E
1	国際遭難周波数の電波で	責任者	遭難警報に応答した	警急信号	シーロンス　メーデー
2	自ら	責任者又は遭難通信責任者	遭難警報に応答した	遭難信号	シーロンス　メーデー
3	自ら	責任者	宰領を行う	警急信号	メーデーリレー
4	国際遭難周波数の電波で	責任者又は遭難通信責任者	宰領を行う	遭難信号	メーデーリレー
5	自ら	責任者	遭難警報に応答した	遭難信号	メーデーリレー

A－5 次の記述は、遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、A、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関しBを執らなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、Cを直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	最善の措置	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
2 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	必要な措置	すべての電波の発射
3 できる限り速やかにこれに応答し	必要な措置	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
4 できる限り速やかにこれに応答し	最善の措置	すべての電波の発射

A－6 無線電話通信における遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る通報の送信速度に関する次の事項のうち、無線局運用規則（第16条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。次の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 原則として、1分間に50字を超えない速度
- 2 受信者が筆記できる程度の速度
- 3 受信者の技量に応じたできる限り速い速度
- 4 誤りを生ずるおそれがないできる限り速い速度

A－7 次の記述のうち、GMDSS（注）における海岸局、船舶局等の聴守に適合しないものはどれか。無線通信規則（第31条）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

注 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度

- 1 GMDSSにおいて聴守の責任を負う海岸地球局は、宇宙局が中継する遭難警報のために無休の自動の聴守を行わなければならない。
- 2 GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸局は、海岸局及び特別業務の局の局名録において公表された情報に示す周波数で、及びこれに示す時間中、自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。
- 3 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶局は、海上にある間常時、周波数156.8MHz（VHFチャンネル16）及び156.65MHz（VHFチャンネル13）で聴守を維持しなければならない。
- 4 船舶局は、自動のデジタル選択呼出しの設備を有する場合には、海上にある間、その船舶局が運用している周波数帯の適切な遭難及び安全のための呼出周波数で自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。また、船舶局は、その設備を有する場合には、船舶向けの気象警報、航行警報その他の緊急な情報の送信を自動受信するため適切な周波数で聴守を維持しなければならない。
- 5 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶地球局は、海上にある間、通信チャンネルで通信している場合を除いて、聴守を維持しなければならない。

A－8 次の記述のうち、GMDSS（注1）の下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件等に適合しないものはどれか。
STCW条約（注2）（改正を含む。）の附属書第4章第4－2規則（GMDSSの下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件）及びコードA部（STCW条約の附属書の規定に関する強制基準）の第4章（無線通信士に関する基準）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

注1 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度
2 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

- 1 GMDSSに参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し、又は遂行する者は、無線通信規則に基づき主管庁が発給し、又は承認したGMDSSに係る適当な証明書を受有しなければならない。
- 2 SOLAS条約（注3）（改正を含む。）により無線設備を備えることが要求される船舶において業務を行うため、STCW条約の附属書第4章第4－2規則の規定に基づき資格証明を得ようとする者は、更に次の(1)及び(2)の要件を満たさなければならない。
 - (1) 18歳以上であること。
 - (2) 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、STCWコードA部第4－2節に規定する能力の基準を満たすこと。
- 注3 海上人命安全条約
- 3 無線通信規則に定める各証明書を得るために要求される知識は、当該無線通信規則に基づくものでなければならない。
- 4 GMDSSの下での無線通信士の資格証明のために最小限要求される知識、理解及び技能は、無線通信士が自己の無線通信の任務を行うのに十分なものでなければならない。
- 5 GMDSSに参加することを要求される船舶において遭難通信、緊急通信及び安全通信の任務を担当し、又は遂行する者に最小限要求される知識、理解及び技能は、承認された海上履歴に基づくものでなければならない。

A－9 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第56条、第57条及び第59条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局を運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 無線局は、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより自己の電波を発射しないことを確保する機能を有することにより、他の無線局その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

A－10 次の記述は、遭難の呼出し及び通報並びに虚偽の遭難信号等について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条及び第47条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、 A B 受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置を執る義務を負う。
- ② 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置を執ること並びにこれらの信号を発射する C を探知し及び D ために協力することを約束する。

A	B	C	D
1 いずれから発せられたかを問わず	速やかにこれを	いずれの国の管轄の下にある局	電波の発射を禁止する
2 その属する国の領域内で発せられた場合	絶対的優先順位において	いずれの国の管轄の下にある局	識別する
3 いずれから発せられたかを問わず	絶対的優先順位において	いずれの国の管轄の下にある局	識別する
4 いずれから発せられたかを問わず	絶対的優先順位において	自国の管轄の下にある局	識別する
5 その属する国の領域内で発せられた場合	速やかにこれを	自国の管轄の下にある局	電波の発射を禁止する

A－11 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における呼出しの反復及び再開並びに呼出しの中止について述べたものである。無線局運用規則（第 1 8 条、第 2 1 条、第 2 2 条及び第 5 8 条の 1 1）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 5 までのうちから一つ選べ。

- ① 海上移動業務における呼出しは、A の間隔において B 反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも 3 分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。C のための電波の発射についても同様とする。
- ③ ②の通知をする無線局は、その通知をするに際し、D を示すものとする。

	A	B	C	D
1	2 分間	3 回	通報の送信	受けている混信の度合い
2	2 分間	2 回	無線設備の機器の試験又は調整	分で表す概略の待つべき時間
3	1 分間	2 回	通報の送信	分で表す概略の待つべき時間
4	1 分間	2 回	無線設備の機器の試験又は調整	受けている混信の度合い
5	1 分間	3 回	無線設備の機器の試験又は調整	受けている混信の度合い

A－12 送信局の許可書に関する次の記述のうち、無線通信規則（第 1 8 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない（ただし、無線通信規則に別に定める規定を参照）。
- 2 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、かつ、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。
- 3 移動局及び移動地球局に発給された許可書の識別を容易にするため、許可書の本文は、自国語及び国際電気通信連合の業務用語の一によって記載されたものでなければならない。
- 4 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定の定めるところにより、電気通信の秘密を守ることを要する。

A－13 次の記述のうち、船舶に設置する無線航行のためのレーダーの条件に適合しないものはどれか。無線設備規則（第 4 8 条）の規定に照らし、下の 1 から 5 までのうちから一つ選べ。

- 1 指示器の表示面に近接した位置において電源の開閉その他の操作ができるものであり、当該指示器の操作をするためのつまみ類は、容易に見分けがついて使用しやすいものであること。
- 2 その船舶の無線設備、羅針儀その他の設備であって重要なものの機能に障害を与え、又は他の設備によってその運用が妨げられるおそれのないように設置されるものであること。
- 3 電源投入後、5 分以内に完全動作状態にすることができるものであり、また、その状態から送信準備状態にすることができ、かつ、送信準備状態から 1 分以内に完全動作状態にすることができるものであること。
- 4 指示器は、船首方向を表示することができること（極座標による表示方式のものの場合に限る。）。
- 5 指示器は、表示面における不要な表示であって雨雪によるもの、海面によるもの及び他のレーダーによるものを減少させる装置を有すること。

A－14 次の記述は、船舶自動識別装置の常時動作について述べたものである。無線局運用規則（第40条の2）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶局（電波法施行規則第28条（義務船舶局の無線設備の機器）第1項の規定により船舶自動識別装置を備えなければならない義務船舶局に限る。）は、当該 A 常時、船舶自動識別装置を動作させなければならない。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 航行情報の保護を規定する B がある場合
(2) C が当該船舶の安全の確保に関し、 D を秘匿する必要があると特に認める場合

	A	B	C	D
1	船舶局の運用許容時間中	国内法令	船舶の責任者	船舶の位置情報
2	船舶局のある船舶の航行中	国際的な取決め、規則又は基準	船舶の責任者	航海情報
3	船舶局の運用許容時間中	国際的な取決め、規則又は基準	船舶局の免許人	航海情報
4	船舶局のある船舶の航行中	国内法令	船舶局の免許人	船舶の位置情報

A－15 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（注）について述べたものである。無線局運用規則（第58条の4から第58条の6まで）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。

- ① 呼出しは、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
(1) A
(2) 相手局の識別表示
(3) 通報の種類
(4) 自局の識別信号
(5) 通報の型式
(6) 通報の周波数等（必要がある場合に限る。）
(7) 終了信号
- ② 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔を置いて2回送信することができる。
- ③ 船舶局における呼出しは、 B 送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも C の間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。
- ④ 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあつては5秒以上4分半以内に、船舶局にあつては5分以内に応答するものとする。
- ⑤ ④の応答は、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
(1) A
(2) 相手局の識別信号
(3) 通報の種類
(4) 自局の識別信号
(5) 通報の型式
(6) 通報の周波数等
(7) 終了信号
- ⑥ ⑤の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、⑤の(6)の通報の周波数等に D を明示するものとする。

	A	B	C	D
1	呼出しであることの表示	1分間以上の間隔を置いて2回	3分間	自局の希望する代替りの電波の周波数等
2	呼出しの種類	5分間以上の間隔を置いて2回	15分間	自局の希望する代替りの電波の周波数等
3	呼出しであることの表示	5分間以上の間隔を置いて2回	15分間	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
4	呼出しの種類	1分間以上の間隔を置いて2回	3分間	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨

B－1 次の掲げる業務書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の義務船舶局であって国際通信を行うものに備付けを要するものを1、要しないものを2として解答せよ。

- ア 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則
- イ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- ウ 無線従事者選解任届の写し
- エ 無線設備等の検査実施報告書の写し
- オ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧

B－2 次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条の2）の規定に照らし、総務大臣に対する報告に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許人は、無線局が外国において当該外国の主管庁による検査を受け、検査の結果について指示を受けたときは、総務省令で定める手続により、その事実及び措置の内容を総務大臣に報告しなければならない。
- イ 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- ウ 無線局の免許人は、無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- エ 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を受けようとする者が電波法第48条の3（船舶局無線従事者証明の失効）第1号又は第2号に該当する疑いのあるときは、その者に対し、総務省令で定めるところにより、当該船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類であって総務省令で定めるものの提出を求めなければならない。
- オ 総務大臣は、電波法を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し報告を求めることができる。

B－3 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、 なければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 のみを使用するもの
- (4) 開設する無線局

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 1 あらかじめ総務大臣に届け出 | 2 総務大臣の免許を受け |
| 3 小規模な | 4 発射する電波が著しく微弱な |
| 5 適合表示無線設備 | 6 その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器 |
| 7 2ワット以下 | 8 1ワット以下 |
| 9 総務大臣の登録を受けて | 10 地震、台風、洪水、津波その他の非常の事態が発生した場合において臨時に |

B－4 次の記述のうち、無線局運用規則（第5条、第6条、第7条及び第8条の2）の規定に照らし、電源用蓄電池の充電及び無線設備の機能試験に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 義務船舶局等の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、毎日十分に充電しておかなければならない。
- イ 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。
- ウ 義務船舶局の双方向無線電話の電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、常に十分に充電しておかなければならない。
- エ 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該設備の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。
- オ 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上当該無線設備によって試験電波を発射して、その機能を確かめておかなければならない。

B－5 次の記述は、緊急通信及び安全通信について述べたものである。電波法（第67条及び第68条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（以下「海岸局等」という。）は、 に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- ② 海岸局等は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 を行う場合を除き、 するまでの間（総務省令で定める場合には、 ）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ③ ②の総務省令で定める場合は、モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した場合とする。
- ④ モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が ことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ⑤ 海岸局等は、 安全通信を取り扱わなければならない。
- ⑥ 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 するまでその安全通信を受信しなければならない。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 1 非常通信 | 2 遭難通信 |
| 3 自局の運用義務時間が終了 | 4 その通信が自局に関係のないことを確認 |
| 5 5分間以上 | 6 少なくとも3分間 |
| 7 終了した | 8 中断した |
| 9 速やかに、かつ、確実に | 10 他の無線局に混信その他の妨害を与えないように |